

# 補助限度額を25,000円から54,200円に引き上げ 〈県内の家庭保育室の保育料保護者軽減費を改正〉

町が一部負担している家庭保育室に入室する児童の保育料補助限度額を平成24年1月に引き上げました。

### ■軽減費基準表

区分	定義	基準額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	54,200円
B	市町村住民税非課税世帯	54,200円
C 1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村税の額の区分が次の区分に該当する世帯	54,200円
C 2	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	54,200円
C 3	所得割の額が5,000円未満	54,200円
C 3	所得割の額が5,000円以上	54,200円
D 1	3,000円未満	49,000円
D 2	3,000円以上 15,000円未満	44,500円
D 3	15,000円以上 30,000円未満	40,000円
D 4	30,000円以上 60,000円未満	34,000円
D 5	60,000円以上 90,000円未満	27,050円
D 6	90,000円以上 120,000円未満	20,450円
D 7	120,000円以上 150,000円未満	15,150円
D 8	150,000円以上 200,000円未満	12,600円
D 9	200,000円以上 220,000円未満	10,700円
D 10	220,000円以上 240,000円未満	9,850円
D 11	240,000円以上 300,000円未満	8,600円
D 12	300,000円以上	7,650円

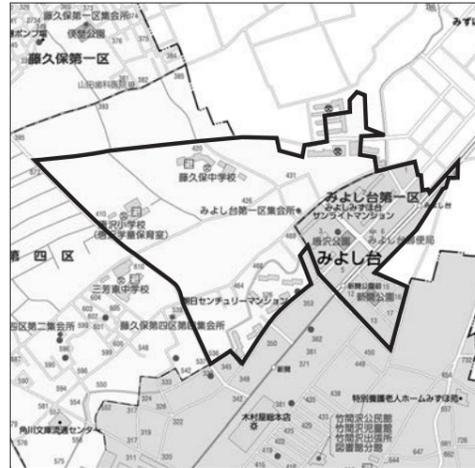
※ 2人目の児童は基準額×3が基準額（上限額は54,200円）  
※ 3人目の児童は一律54,200円が基準額

保護者の就労などにより、家庭保育室に入室する児童の保育料の一部を町が負担しています。補助限度額を2万5千円から5万4千2百円に引き上げました。



# 漏水を未然に防ぐ町の取り組みを行います 〈藤久保第4区・みよし台第1区の漏水調査実施〉

町から委託を受けた業者が、対象地域の止水栓や、メーターを調査します。



▲調査区域図

※調査員は、ほかの調査を勧めたり、各種器具の購入の勧誘は行っていません。不審に思った場合は担当課までご連絡ください。

**対象地区の皆さんのご協力をお願いします**  
漏水調査を1月10日(火)から3月22日(木)までの間、藤久保第4区および、みよし台第1区を対象に実施します。  
この調査は、町から委託を受けた業者が、皆さんのお宅の止水栓や、メーターを調査するものです。  
調査員は、水道事業管理者発行の身分証明書を随時携帯し、写真のような腕章をしています。不審な点がありましたら上下水道課へお問い合わせください。ご協力をお願いします。  
①上下水道課水道施設係  
②(内)252 (外)274 1053

【委託業者】  
株式会社日本漏防コンサルタント  
【調査期間】  
1月10日(火)～3月22日(木)  
【調査区域】  
藤久保第4区・みよし台第1区

▼(写真)調査員の腕章



楽しく野菜づくりを体験してみよう！

# 〈農業体験型農園の利用者を募集〉

町の農業振興施策の1つである体験農園。収穫の喜びを味わいながら野菜づくりをしてみませんか？



- 利用料…年額4万円（入園料・講習料・種苗・肥料・資材・農具・収穫代含む）
- 利用期間…平成24年3月～平成25年1月まで
- 募集区画…80区画（1区画約30㎡、およそ10坪）
- 場所…三芳町大字藤久保668番地1
- 申込方法…官製ハガキまたはFAXに①住所②氏名③年齢④電話番号を記入し、〒354-0041 三芳町大字藤久保669-3 正木潤宛まで（FAXは293-7932）
- 体験農園についての説明会を1月21日(土)午後7時～8時に総合体育館3階研修室で実施します。
- ☎環境産業課農業振興係 (内)213 (外)274-1052

**初心者でも失敗しない野菜づくり  
手軽に収穫の喜びを味わう経験ができる**  
自分で野菜づくりをしてみたいけれどわからない…。そんな不安な初心者でも「失敗しない野菜づくり」を確実に学べます。  
農具や資材・種苗・肥料など農作業に必要なものは園主が準備します。利用者は野菜別の講習会を通じて「種のまきかた」「肥料のあげかた」「管理の仕方」などの実技指導を受けます。  
自分の区画で野菜を育て、「土に触れる楽しみや収穫の喜び」を手軽に味わえます。おいしい野菜ができるまでの体験をしてみませんか？

豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育を目指して

# 〈教育振興基本計画についての意見募集〉

1月1日(日)から1月31日(火)までの期間

「三芳町教育振興基本計画(案)」についてのパブリック・コメント(意見募集)を実施します。

**豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育へ**

町教育委員会では、国や県の取り組みや提言、町の第4次総合振興計画に沿って、毎年度教育行政重点施策を策定し、「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」の実現に向けて取り組んできました。  
このような中で平成18年に教育基本法の一部が改正されました。これを受けて平成24年度から平成27年度までを計画期間として、町の実情に沿った教育の理念や方針に基づき、学校教育と社会教育を柱とした、総合的な中期計画として「三芳町教育振興基本計画」を策定することになりました。

## 教育振興基本計画策定にあたって

この計画は、これまでの実績から成果と課題を踏まえて、今後の町の教育に関する方向性と目標を明らかにし、目標ごとの具体的な取り組みなどを示しています。  
計画の策定にあたっては、教育委員会事務局と、町の関係部署の職員による検討委員会を素案をつくり、教育に関して学識経

## 意見募集方法

- 募集期間…1月1日(日)～31日(火)
- 募集方法…意見書を教育総務課・各公民館の窓口へ直接提出してください。所定の様式は、町ホームページ、教育総務課、各公民館で入手できます。
- いただいた意見は、原則公表し、今後の計画策定の参考にします。なお、ご意見に対しての個別の回答はしませんのでご了承ください。
- ☎教育総務課施設庶務係 (内)535 (外)274 1056

▼教育振興基本計画策定委員会の様子

